

平成26年9月3日

報道関係者 各位

島原市市長公室

台風11号災害及び8月15日からの大雨災害、8月19日からの大雨災害に係る
災害救助法適用被災地への災害見舞金の送金について

標記の災害により、災害救助法が適用された被災自治体(2市2町の4自治体)に対し、本市の災害見舞金支出基準に基づき、下記により、島原市からの災害見舞金を送金しますので、お知らせします。

記

1 島原市からの災害見舞金の送金先と見舞金額

(1)台風11号に係る災害 高知県四万十町及び徳島県那賀町に対し、各 10 万円

(2)8月15日からの大雨災害 兵庫県丹波市に対し、10 万円

(3)8月19日からの大雨災害 広島県広島市に対し、10 万円

合計 40 万円

※各自治体の義援金取扱口座へ平成26年9月5日 送金



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当：秘書人事課

秘書広報班 松崎

電話：0957-63-1111（内線 127）

E-mail：e-matsuzaki@city.shimabara.lg.jp